

県産品ブラッシュアップ事業委託業務に関する質問及び回答

(令和6年2月28日現在)

通番	質問項目	質問内容	回答
1	仕様書 1頁 4 委託業務の内容 (1) 支援対象商品の公募・選定の項	専門家を3名以上のうちの1名が「THE GIFTS SHOP」の第3期運営事業者の店舗運営者もしくはパイヤーとありますが、当該経費は本事業の委託費に含まれますでしょうか。 また、含まれる場合、具体的な人選および必要な謝金等を運営事業者様に事前に確認する必要がありますでしょうか。 ※提案・実施には運営事業者様の事前の了解が前提となるため。	当該経費は本事業の委託費に含まれます。 具体的な人選については、県が指定するため、事前の確認は不要です。 また、謝金については、「岐阜県各種委員等の報酬及び費用弁償の額に関する規則」に定められた委員報酬日額に準じた10,500円を見込んで積算願います。
2	仕様書 2頁 4 委託業務の内容 (3) テストマーケティングの項	「THE GIFTS SHOP」にて、2週間程度のテストマーケティングを行い、とありますが、当該経費は本事業の委託費に含まれますでしょうか。 また、含まれる場合、必要な経費等を運営事業者様に事前に確認する必要がありますでしょうか。 ※提案・実施には運営事業者様の事前の了解が前提となるため。	当該経費は本事業の委託費に含まれます。なお、什器・会場借上料は不要となります。 事前の確認は不要です。
3	仕様書 2頁 4 委託業務の内容 (2) 商品のブラッシュアップの項	事業者ヒアリングに他の支援事業者を参加させる目的はこういった事でしょうか。 (訪問先の守秘内容などがあるため) またこれは必須なのでしょうか。	目的は「オ」の項にある通り「事業者間での意見交換を積極的に行うことで、事業者間の多様な連携が発生しやすいものとする」ためです。 守秘内容等を理由に他事業者の訪問受入が困難な事業所については、必須ではありません。